

国連世界人権会議における「西欧型」人権批判論

—— 中国, ミャンマー, フィリピン政府の場合 ——

稲 正 樹*

(1995年12月8日受理)

Masaki INA

Statements by Representatives of Chinese, Myanmar and Philippine
Governments at the Vienna World Conference on Human Rights, held
by the United Nations from 14 to 25 June, 1993

はじめに

1993年3月25日から28日にかけて「アジア太平洋NGO人権会議」がバンコクにおいて開催され、3月29日には「バンコクNGO人権宣言」が採択された。同宣言は冒頭において次のように述べて、人権概念の「普遍性」と「不可分性」を承認する立場を明らかにした⁽¹⁾。

「普遍性 われわれは人権に対する尊重の念を深めるために、色々な観点において異なった文化から学ぶことができ、またこれらの文化の人間性から教訓を引き出すことができる。アジア・太平洋の文化の豊かさと英知の周りにある普遍主義についての新しい理解が生じつつある。

普遍的な人権の基準は多くの文化に根ざしている。われわれは女性、子ども、少数者、先住民、労働者、難民、障害者、高齢者という特別な集団を含めたすべての人間に対して保護を与えることのできる、人権の普遍性の基礎を肯定するものである。文化的複数主義を提唱するときには、女性の権利を含めて普遍的に受容されている人権を損なうような文化的慣習は受容されるべきではない。

人権は普遍的な関心事であり、価値において普遍的であるから、人権の提唱は国家主権に対する侵害であると考えられてはならない。

「不可分性 われわれは、たとえその人権が市民的、政治的、経済的、社会的あるいは文化的な権利についてであっても、人権の不可分性と相互依存性の原則に対するわれわれのコミットメントを肯定する。人権の保護は個人と集団の両方に関心をもつ。人権の享受はコミュニティーに対する一定の社会的責任を含意する。

* 岩手大学教育学部

市民的、政治的権利の侵害は日常茶飯事に行われている。自決権の窒息状況、軍事占領、殺害、拷問、政治的抑圧、表現の自由等の圧迫がそれである。これと対照的に、貧困や基本的必需品の不足は経済的、社会的、文化的権利の基本的な侵害を構成する。

市民的、政治的、経済的権利の侵害は、人権を犠牲にした経済発展の強調からしばしば結果として生じる。社会的、文化的権利の侵害は、時には人権を第二次的な重要性しかないものと取り扱う政治システムの結果として生じる。

経済的権利は資源と収入の公平な配分、飢餓と貧困からの自由に対する権利を含む。これらの権利は例えば労働者の経済的権利を保護するために労働組合を組織し、結成する労働者の権利というような、市民的、政治的権利を人々が行使できるところにおいて初めて保護される。貧困は人権の系統的な否定に直面する誤った開発から生じる。

人権に対する全体論的で統合的なアプローチが必要である。一つの権利のセットを、別のものを手に入れるために駆け引きとして用いてはならないのである。

「バンコクNGO人権宣言」はさらに、各論的な人権問題に関して次のように述べている。宣言の主張を要約してみよう⁽²⁾。

「女性の権利は十分に見えるものとなってきていない。女性の権利は人権である。女性に対する犯罪は人間に対する犯罪である。女性に対する暴力犯罪に責任を有する者を政府が訴追しないことは、政府自体の有罪を意味する。

われわれは、世界規模で人権を保護することに団結して参加する権限を有する。国際的な団結は国家秩序を超越し、国家主権と一国の国内問題に対する不干渉という主張を否定する。

われわれは均衡のとれた持続可能な開発の必要性を強調するが、あわせて次の必要性を考慮する。人民の発展の最大化。市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利に関する統合的なアプローチ。衡平と社会正義。所得分配と公正な資源配分。われわれは人間と自然環境の間の調和的關係を確保し、女性の力を強め、ジェンダーの平等を増大させる過程を創造するような国内・国際レベルにおける開発過程の民主化を切に求める。その推進力は、人間のかつ人道的な開発を促進することである。

民主主義は生活様式である。それは家庭、仕事場、地方のコミュニティー内外の人間生活のすべての側面に行き渡っている。民主主義はすべての国において支持され、保障されなければならない。

われわれは当地域に見られる持続的な軍事化、およびその結果としての資源の流用について関心を表明する。平和と人権の探求は、非軍事化の必要性と結びついている。

われわれはすべての人民が自決権をもっていることを肯定する。その権利によって、彼らはその政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的、文化的発展を自由に追求することができる。人民の自決権は従って、すべての政府によって遵守されなければならない。

アジア・太平洋地域における拷問、およびその他の非人道的で品性を傷つけるまたは残酷な措置および刑罰の慣行に対して深い関心が寄せられている。これらの慣行は廃止されなければならない。

表現の自由のチャンネルを抑制する口実として、しばしば国家の安全保障および法と秩序が用いられる。これは権威主義のための装いであり、民主的な希望と制度の抑圧のため

の装いである。

もしもわれわれが民主主義を促進し人権を尊重したいならば、学校内外の政府と非政府のプログラムの両方において包括的な人権教育と訓練を発展させなければならない。

アジア・太平洋地域は多くの先住民にとってのホームである。先住民の間の基本的な問題は、彼らの多くが政府によって先住民としてまた人民として認められず、そういうものとして自決権を否定されているという事実である。

国連子どもの権利条約で具体化されている生存、保護、開発、参加への子どもの権利の実行は、国家的能力または安全保障の考慮にかかわりなくすべての国家の最高の関心事でなければならない。

あまりにしばしば労働者と農民はこの地域において人権侵害の最悪の事例に耐えている。

軍事化と武装紛争の結果として、国内において追い立てられる人々と難民の人権は、制限的な国家政策の名前において侵害されている。

われわれが強調するのは、国家はいかなる状況の下においてもその『国内』においてすべての人権を必ず尊重しなければならないということである。

人権活動家と開発ワーカーは人民の利益について発言し、人民の前進のために働いているので、彼らは自由に働くことが許され、コミュニティ生活に参加し、人権の全体性を享受する彼らの権利が尊重されなければならない。

われわれは司法部の独立性の必要性、裁判を人民に対していっそうアクセスできるものにする司法部の責任についての要求を肯定する。」

以上のような視点は、1993年3月29日から4月2日にかけて開催されたアジア地域人権会議において、アジア諸国の政府代表によって採択された「バンコク宣言」においても見られるところである⁽³⁾。

しかしながら他方において、アジア諸国政府はさまざまな機会を捉えては、「西欧型」人権批判論を活発に展開している。安田信之教授はこれらの批判論を次のように整理している。すなわち、①国民の社会経済的諸権利の達成のためには「開発」が不可欠であり、その過程においては人権は制限されざるをえないという「開発モラトリアム論」（中国政府の立場が典型的）。②人権が西欧先進国による第三世界支配の道具として利用されていることを問題とする二重基準論＝人権帝国主義論（エドワード・W・サイードの「民族・人権・解釈」『みすず』373号2頁以下参照）。③文化・歴史性の強調（アジアの歴史や文化伝統の西欧諸国との異質性を強調することにより、この地域への人権の無限定な適用に対して疑義を説く見解）である。安田教授も、「多様な宗教やエスニシティを抱える多くのアジア国家においては、個人の自由を第一義的に主張する西欧型人権を貫徹させることが、国内におけるこれら集団相互の対立を増幅させる可能性のあることも否定できない」と述べている⁽⁴⁾。

そこで以下の小論においては、いったいどのような論理によってアジア諸国政府は「西欧型」人権批判論を展開しているのか。その論理の所在をまず確認することを課題とした。そのために以下においては、1993年6月にウィーンで開催された国連世界人権会議におけるアジア政府代表団の演説を紹介する。ただし紙幅の都合上、今回は中国とミャンマー及びフィリピン政府代表演説のみに限定し、他のアセアン諸国のうちインドネシアとマレーシア政府の演説については別稿で紹介したい。人権問題が国際的関心事となって

きたポスト冷戦期の国際社会においては、われわれは人権概念の「普遍性」と「不可分性」を承認しない立場はそもそも成り立たないという立場に立脚すべきである⁽⁵⁾。しかしながら、この立場を論証するためには「西欧型」人権批判論に対する根本的な批判論を提示することが必要と思われるが、この課題もすべて別稿に譲るしかない⁽⁶⁾。

I 中 国

Liu Huaqiu 中国代表団長の声明, 1993年6月17日, ウィーン⁽⁷⁾。

世界人権会議は、世界人権宣言の45周年を記念して開催されるものです。これは今日の国際社会において注目すべきできごとです。私たちは人権の領域において国際的な協力を強化し、すべての国の人民に人権と基本的自由の十分な享受を促進することに関して、この会議が積極的な貢献をすることを希望します。この機会に会議の開催について心からの祝意を表し、その成功を願っていることを、中国政府と国民を代表して述べさせていただきます。

第二次世界大戦と残酷なファシスト勢力に対する勝利に続いて、国際連合（以下、国連という）は国連憲章と世界人権宣言を制定して、人権と基本的自由の尊重と保護を求める世界人民の切なる希望に表現を与えました。国連は絶え間のない努力を通じて、人権を擁護し保護する点で多くの達成をもたらし、植民地主義の桎梏を打ち壊し、相次ぐ独立を獲得したのですが、それは数世紀に及ぶ悪徳である植民地制度の完全な崩壊を帰結させたのです。その結果、世界のすべての国の人民にとって基本的人権を実現するための前提条件が作りだされ、広い展望が切り開かれました。国連と国際社会は植民地主義、人種主義、アパルトヘイト、および外国の侵略と占領の結果としての大量かつ大規模な人権侵害を排除し、弱小諸国の自決権と発展途上国の発展権を擁護し、基本的人権を獲得するためにすべての国の人民を援助することとの関連で、非常に多くの仕事を行ってきています。これらすべては、世界人権宣言の主要な発展を示すものです。それに加えて、相次いで国連によって採用されたテヘラン宣言や発展の権利に関する宣言といった一連の綱領的文書は、人権領域における国際的活動のための内容をさらに豊かなものにし、国際的活動の目標や指導の原則を定義づけるようになっていきます。この会議の準備として、アフリカ、ラテン・アメリカ、アジア諸国は地域準備会議を開会し、各々チュニス宣言、サンホセ宣言、バンコク宣言を可決しました。これらの人権に関する重要な文書は、発展途上国に対していくつもの緊急な関心事項を提起していますが、これら諸国は世界人口の圧倒的多数を構成し、実際的かつ実現可能な原則的提案を提出し、このようにして人権の保護および促進の内容をさらに豊かにし、拡大しています。

人権問題は世界人民の基本権と重要な利益に関係しているので、国際社会における普遍的な関心事となってきています。近年、国際情勢は劇的な変化を経験してきています。世界は歴史的転換期に足を踏み入れており、そこでは古いパターンは新しいパターンに道を譲っています。国際社会の前には一方で困難と挑戦が、他方で希望と好機が存在しています。国際的人権の領域においてすべての国の人民が直面している緊急課題は、基本的人権を効果的に保護し促進することを考慮しながら、変化する情勢に照らして経験を要約し、将来の道筋のために正しい方向と原則を設定することにあります。この世界人権会議は過

去と将来を結びつける重要な会議です。会議の成功は疑いもなく、この目標の実現に対し大きな意義をもつことでしょう。

私たちはまた、植民地主義、人種主義、アパルトヘイト、外国の侵略と占領の重大な結果がこれからも十分に排除されるべきであることを冷静に認識すべきです。依然として外国の占領下にあるかまたはアパルトヘイトの下にある国の人民は、いまだ基本的人権と自由を享受してはいません。二つの軍事ブロック間の対決という特徴をもった冷戦は終結しましたが、増大する不安定化の要因と新しい熱スポットの出現によって示されているように、今日の世界は平穏から遠いところにあります。いくつかの地域の人民は依然として生存のために闘争しています。多くの発展途上国は非常な経済的困難と貧窮化の中にある姿を見いだしています。世界で十億以上の人々が依然として貧困線以下の生活をしており、飢餓、疾病、欠乏に苦しんでいます。これらは疑いもなく、普遍的人権の実現への途上にある障害となるブロックです。従ってこれらの障害物を排除し、この点に関連した国際協力を実行することこそ、人権の大義を促進する努力を払っている国際社会によって最高の優先順位を与えられるべきです。

人権概念は歴史的発展の所産です。それは、一国の特定の社会的、政治的、経済的条件および特定の歴史、文化、価値意識と密接に関連しています。異なった歴史的発展段階は異なった人権の要求をもちます。異なった発展段階にある国、異なった歴史的伝統と文化的背景を有する国は、人権についての異なった理解と慣行をまたもつことになるのです。ですから、特定国の人権基準とモデルを唯一の適切なものと考え、他のすべての国にそれに従うように要求すべきではないし、またそうすることもできないのです。国際的経済援助あるいは国際的経済協力の実施をそのような基準の遵守に条件づけることは、現実的でもないし、実行可能なことでもありません。

人権概念は統合的なものであり、個人的権利と集団的権利の両方を含みます。個人的権利は市民的、政治的権利だけでなく、経済的、社会的、文化的権利もまたカバーしています。人権の色々な側面は相互依存的であり、等しく重要で不可分かつ必須のものです。発展途上国の大多数にとって人権を尊重し保護することは、まず第一に、生存し発展する権利の十分な実現を確保することです。人権が発展のための前提条件であるという議論は根拠のないものです。貧困および十分な食物と着物の欠乏が日常茶飯事であり、人民の基本的ニーズが保障されない時には、経済的発展に優先順位が与えられるべきです。そうでなければ人権といってもそれは完全にお門違いのものになってしまいます。発展途上国における人権状況を判断する主要な基準は、その国の政策なり措置なりが経済的、社会的進歩の促進を助けているか、人々の食物や着物といった基本的なニーズを充足し、人々の生活の質を改善する助けとなっているかであるべきだと私たちは信じます。発展途上国が経済的困難を軽減し、発展を促進し、貧困と欠乏から解放されることを助けるように国際社会は行動を起こすべきであります。

市民の権利と義務は不可分です。市民は正当な権利と自由を享受しながらも、自らの社会的責任と義務を遂行しなければなりません。法律の枠組みによって規定され、法律の枠組みの範囲内にあるものを越えて、絶対的な個人の自由や権利はありません。誰も自分自身の権利や利益を国家・社会の権利や利益の上に置いてはならないし、他人や一般公衆のそれを害することも許されるべきではないのです。これはすべての文明社会の普遍的な原

則です。さらに、社会的安定を維持することと基本的人権を市民に確保することの二つは、お互いに矛盾するものではありません。ある国または社会において正義、秩序、安定が維持されている時に初めて、その国のすべての市民の発展、福祉、そして基本的人権を保障することができるのだということを、国際社会の慣行は再三証明してきました。

国連憲章および国際法の規範に従うと、すべての国はその大小、強弱、貧富を問わず、自らの政治制度、発展と価値基準への道を選択する権利を有しています。他国は干渉する権利をもっていません。人権が侵害されているとむやみやたらに他国を非難し、自国のまたは自国のある地域の人権基準を他国または他の地域に押しつけることは、他国の主権に対する侵害、他国の国内問題への干渉行為と等しいことであり、結果として他国の政治的不安定、社会的動揺がもたらされることもあります。中国人は大国の侵略行為のために筆舌に尽しがたい苦しみを受けましたが、現在では独立を享受している人民として、国家主権が市民の人権の実現にとっての基盤であるということを十分に理解するようになっていきます。国家主権が保護されなければ、市民の人権はちょうど空中楼阁のように不可能なものになります。人権問題は国境を越えるし、他国の国内問題についての不干渉原則は人権問題には適用されないという考え方がありますが、これらの前提に基づく行動は、本質的にパワー・ポリティクスの一形態です。このような考え方は国連憲章の目的と原則に、人権の保護という高尚な信条にそむくことになるのです。

人権の保護は発展の促進の場合と同様に、国際的協力および平和で安定した国際環境を必要とすると中国は信じます。人権の領域における国際協力を強化し、国際社会全体における人権保護活動を促進させるといった目的のために、中国代表団はこの場所を借りて以下のような原則的提案を提出し、皆さんとともに討議したいと思います。

①国際社会は、外国の侵略と占領の結果生じている大量の人権侵害に対してまず注意を向け、民族自決を求める正当な闘争においてもなお外国の侵入、植民地支配またはアパルトヘイト制の下にある人民を継続して援助すべきです。さらに、地域紛争から生じている莫大な人権侵害の除去に対しても努力すべきであります。

②世界平和と安定は増大されるべきであり、人権保護の目標達成のために好適な国際環境が作り出されるべきです。この目的のために、諸国は国連憲章および国際法の規範に従って、相互尊重、平等、友好的共存、相互に有益な協力という新しいタイプの国際関係を確立すべきです。すべての国際紛争は力または力による脅迫に訴えるかわりに、公正かつ常識的な方法で、また相互調整、相互理解、それに同一の基盤に立つ協議の精神において平和的に解決されるべきです。いかなる国も覇権主義、権力政治を追求すべきではありませんし、侵略、膨張、干渉に従事してなりません。このことが、地域的、地球的な平和と安定を確保し、人権の大量侵害を引き起こすかもしれない武力紛争を防止する方法です。

③発展途上国の発展の権利が尊重され、保障されるべきです。発展途上国の初発の経済的發展にとって良好な国際経済環境を作り出すために、国際社会は公正かつ合理的な国際経済秩序の確立に努めるべきです。先進国にはとりわけ、債務、資本、貿易、援助、技術移転のような領域における実際的な措置を通じて、経済的困難を克服し経済を発展させるように発展途上国を助ける責任があります。このような援助の実施がそうでなければ拡大するかもしれない北と南の間のギャップを漸進的に縮小し、最終的に共通の発展と繁栄

をもたらす方法です。

④自国の条件に照らして、人権保護に関して自らの政策を定式化するという各国の権利もまた尊重され、保障されるべきです。他国に政治的、経済的圧力を加えるために、人権問題を用いることは許されるべきではありません。人権問題を諸国間で討議することはできます。しかしながらその討議は、相互尊重の精神においてまた平等な基盤の上で行われるべきです。

中国人民に奉仕し、人民の利益のための働くことが、中国政府の唯一の目標です。従って中国は、中国人民の基本的人権の保護と促進について常に重要性を認識し、そのための努力もしてきました。旧中国が極貧であり、後進的な半封建・半植民地社会であったこと、帝国主義者と中国人反動勢力によって奴隷化され抑圧されていたため中国人民は話すという人権さえ所有していなかったことは、誰もが知っていることでしょう。この苦渋に満ちた過去は、人民共和国の建国まで清算されませんでした。その時以来、中国人民は歴史上初めて自国の運命を自分の掌中に収め、自国の主人となり、基本的人権を享有するようになったのです。中国憲法に従うと、中華人民共和国のすべての権力は人民に属します。すべての中国公民は、性別、門地、種族上の地位、職業、財産上の地位、宗教信仰にかかわらずなく、真の民主主義と自由、市民的、政治的権利および広範な経済的、社会的、文化的権利を享有すると、法律で保障しています。中国は多民族からなる単一国家です。民族的統一を強化し、母国の統一状態を保護することは、中国人民のすべての民族の共通の利益と願いに一致することです。種族問題および異民族間の関係を適切に取り扱うことは、建国当初から、この国のすべての民族間の安定、発展、平等にとって非常に重要な問題になってきました。中国政府は従って、この点に関する仕事に大きな重要性を与えています。すべての民族間の平等と統一、地域的な民族自治が、民族に関する問題を取り扱う場合の中国の基本原則、基本政策です。その結果、同一の大きな家族の中で生活しているすべての民族は、現在、共通の繁栄に向かって進んでいます。改革と外部世界への開放政策を実行し始めた結果、中国では経済が活発に発展し、民主的な法律制度も着実に改善されてきています。あらゆる民族から構成されているが一つに統一されている12億近くの中国人は、物質的、文化的福祉がかなりの程度改善されたと実感しています。基本的なニーズが多少とも充足されるようになってきたのに応じて、中国人はかなりの程度安らぎに満ちた豊かな生活の方に向かって勢いよく進んでいます。中国は人権の促進と保護において着実な進歩を果たしてきました。このことは国際社会の公正な人々が賞賛し、認めるところとなっています。

中国は国連憲章と世界人権宣言の諸原則を尊重、遵守しています。中国は、人権の領域における国際的取り決めや国際協力およびこの領域における国連の活動を重要視し、積極的に参加してきました。中国は次々と8つの国際人権協定に加入し、それによって引き受けた義務に対して熱心に敬意を払っています。国際的舞台において人権に関しての他国との取り決めと協力を一層強化し、国際社会における人権の効果的な促進と保護に対して、また世界中の人民が基本的人権を十分に享受できるようにしたいという高尚な理想の達成に対して、中国は応分の分担を果たすことを準備しているところです。

II ミャンマー

U Ohn Gyaw ミャンマー連邦外務大臣兼代表団長の声明, 1993年6月15日, ウィーン⁽⁸⁾。

ミャンマーの代表団を代表して、当会議を司会するという素晴らしい職に就任された議長に対してまず最初に祝意を申し上げたいと思います。広い経験と著名な外交的技量および個人的な特質により、議長がこの会議を主宰して実りある結論を生み出されることを私は確信しております。

この機会をお借りして、人権の理想に対して多くの時間を捧げてきたワルザージー夫人に対して、私が個人的な友情と感謝の気持ちを表明することをお許しいただきたいと思えます。代表団は準備委員会の仕事を指導した夫人の賞賛すべき手法に満足しており、また夫人の努力に対しても十分な感謝の念を申し上げます。

議長、私たちは大きな変化が起こっており、出来事が劇的な調子で展開している時代に集っています。第一回世界人権会議のためテヘランに諸国が集まった四分の一世紀前に、冷戦とそれに付随する権力闘争が永遠に歴史の箱に入れられ、あるいはヨーロッパ大陸の大部分の政治地図が劇的に変えられてしまうことを、いったい誰が予見したでしょう。しかし、新秩序のぼんやりした外観がもっとはっきりするためにはもう少し時間がかかるでしょう。私たちは身の回りで起こっている積極的な変化を歓迎する一方で、世界の多くの地域で広がっている敵対や騒乱についても関心をもって見えています。今日の出来事の勢いがいったい私たちをどこへ導くのかについて、よく理解をしておくことは大切です。色々な変化の上を覆っている幸福感によって陶醉状態に陥ることもなく、また直面している問題によって威圧されることもないように注意しておきましょう。

従って、私たちはこの転換期に集まって、人権領域における発展を見積もり、世界宣言と二つの国際規約それに他の文書からなる国際人権章典の効果を評価し、確立された協調関係を覆してしまう新奇な原則を作り出す試みをせず、人権の促進においてもっと高次の国際協力をどのようにして上手に実現できるのか、よく検討しておくことが大切です。実際、私たちがよりよい明日を望むならば、これまでに獲得した積極的な成果を強化しながら、人権について本物の尊重の気持ちを励ます国際協力を増大させるように努めなければなりません。

今日の世界においては、人権よりも注目されている目標はありません。私がここで強調したいことは、人権についての関心は、一つの文化にとって新しいものでもユニークなものでもないということです。国連憲章はその前文において、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女の同権」に関する連合国の人民の信念をあらためて確認していますが、その国連憲章が出現する以前においても、多くの社会は正しい行動、公正な社会と賢明な指導者に関する文化的、宗教的な教えを通じて人間の尊厳を支持していました。すべての宗教の教義は、仲間の人間に対する寛容の心を強調しています。ミャンマーの文化においても、賢明な支配者の臣下に対する、両親の子どもに対する、夫の妻に対する、そしてその逆の場合の義務と責務に関する教えがあります。従って人権の普遍性を認めるにせよ、歴史的、文化的、宗教的背景における多様性は決して小さなものとされ、あるいは忘れられてはならないと私は思います。別の国に重ね合わすことのできる人権の実行に関する特有のモデ

ルのようなものではありません。ですから必要なことは、ある人の見解を他の人に押しつけることではなく、討論と説得を通じて同意された規範を普遍的に受容することではないでしょうか。人権を促進し保護する国際的な努力は、国連憲章と一致して行われなければなりません。

人権領域における希望と現実の間のギャップを縮めるためには、次のような事実が認められなければならないと私たちは固く信じます。

まず第一に、1990年12月の国連総会決議45/155に基づいて開かれたバンコク、サンホセ、そしてチュニスの会議から生まれた明確な信号は、それにふさわしく注目されるべきでしょう。三つの地域会議は主権国家の代表と非政府組織に対して、見解を討議して調整する機会を与えました。これら地域会議の最終文書は、国際社会の圧倒的多数が認めた考えを示しています。普遍的な人権文化の萌芽となりうる多くのものが、これらの相互強化的な宣言の中に含まれています。バンコク宣言は国家主権、領土の保全、国家の国内事項への不干渉原則を再肯定しています。一方でサンホセ宣言は、平和共存原則と価値相対主義の尊重を強調しています。チュニス宣言もまた、アフリカ諸国が人民の集団権に執着することを再肯定して重要なメッセージを送っています。

わが国の代表団はバンコク会議における審議の際には喜んで活発な役割を果たし、最終宣言の作成にも関係しました。私たちは国連憲章と世界人権宣言に含まれる原則に対して私たちの約束を再肯定し、隣国とアジア地域の友人たちに加わることができて幸せでした。国家の本質的な国内管轄権を侵犯し国家主権を侵害するために人権を用いようとする試みは、単に対決の結果を生み出すだけであり、世界に混乱をもたらすことは明かです。競争と対決のもう一ラウンドを戦うことは、いま世界が一番必要としていないことです。私たちは国家主権、領土の保全、国家の国内事項への不干渉原則の尊重が再肯定されたことによって励まされています。しかしながら、不干渉原則の保護障壁に隠れて堂々と人権を系統的に侵害することができるということを申し上げているではありません。そうではなくて、私たちは人権の受容できる規範についての合意を実際に見てみたいし、対決と両立できない価値を押し付けるのではなくて、国際協力と合意形成を通じて権利の促進を励ましてみたいと思っています。私たちが探求しているのは干渉の権利ではなくて、先進国の内部の都市であってもあるいは発展途上国の貧困常習地域であっても、人権の問題が起ころうところにおいては必ず人権に対する救助と救済をもたらすことのできる本物の国際協力なのです。

他の原則と同様に、人権保護の原則は特定の状況においては訴求されるが、別の状況では省みないということできないということも、また明白に理解されなければなりません。人権原則が選択的に適用されるならば、人権の促進と保護の訴えは中身の無い主張となることでしょう。二重基準と政治的目的を達成するために人権を用いるという誘惑を避けるためには、これは明かに必要なことです。

議長、次に第三の点を申し上げます。それは、人権のことを話すときには経済的、社会的、文化的、市民のおよび政治的権利の全体のスペクトラムについてふれなければならないということです。近年、市民的、政治的権利は脚光を浴びていますが、発展の権利はそれにふさわしい注目を与えられていません。基本的人権の不可欠の一部として発展の権利を促進するという緊急の必要性を理解するためには、貧困線以下で暮らしている発展途上

国の何百万もの人々のことを理解しなければなりません。基本的人権としての発展の権利は、発展の権利宣言を1986年に採択した国連総会によってすでに認められていることを思い出してください。私たちの国においては貧困の廃絶に優先順位が与えられ、都市居住者であれ辺境の国境地帯に住む同胞であれ、市民の全面的な発展を促進することに努力しています。私たちは市民が食物、住居、運送、雇用、教育および保健サービスに対するアクセスにおいて等しい機会をもつことが重要であると思います。辺境の国境地帯に住んでいる少数民族は、テロリズムのくびきの下で生存する戦いをしてきたため、伝統的に経済と社会面で後進的な民族となってきました。彼らは極貧の中で生活し、話す権利も持っていませんでした。今日では、多くのテロリスト集団が合法的団体へ復帰し、法と秩序が回復されて事情は変化してきています。政府は国家的な優先政策として、国境地帯と少数民族の発展のために包括的な措置をとってきています。これによって人々の生活水準は引き上げられ、また彼らが初めて政治的、文化的権利を十分に享受することも可能になりました。辺境の国境地帯の代表者は今日では、本物の民主的国家への道を用意するものになっている国民会議に参加しています。

発展途上国の中でも特に未発展国はマイナスのネット財の移転、外国からの多額な負債、貿易関係の悪化、外貨の不足、商品価格の下落といった問題に直面し続けています。この状況を考慮して、先進国は発展に対するすべての障害物を排除するために発展途上国と協力すべきです。発展の権利は他の人権が重要であるのと同じように重要であるという共通の信念に基づいた建設的な対話を通じてのみ、その協力を達成することができます。開発援助と人権を結びつける試みは人権の価値をまさに低下させますし、貧困が人権の完全な享受を妨げている主要な障害物であることを、ここで繰り返しておきます。

人権の保護と促進における国連の役割と、人権というテーマに対して与えられる注意の増大を見てみると、私は人権を取り扱う国連機関の仕事を合理化する必要性と、並行的な機構の増加を避けることの必要性を述べる人々に同意せざるをえません。新しい機構の増殖を励ますことの代わりに、機構をさらに効率的にするよう現存の手続を改善することが必要です。

ウィーンにおけるこの会議が、人権を促進するという私たちの探求において重要な里程碑となることについて、私は疑いを持っていません。私たちの世界を構成している豊かで多様な文化的、人種的、言語的、経済的、宗教的背景を理解することができれば多くのことが成し遂げられるでしょう。本物の努力がここウィーンでなされれば、道にある障害物はもはや越えられないものではないことが証明されるでしょう。人権の討議の特徴となってきた対決の雰囲気は、協力と理解によって取り替えられなければなりません。私たちの人権を促進する探求の成功にとって、そのことが切迫した要請になっていることを私は信じます。

III フィリピン

Roberto R. Romulo 外務大臣・フィリピン代表団長の声明, 1993年6月16日, ウィーン⁽⁹⁾。

私の代表団と私は、この演台ですでに話したすべての人々および多くの人々と同様に、あなたが世界人権会議の議長職に就任されたことに対して温かいお祝いの言葉を申し上げ

たいと思います。

この美しい都市において私たちが会議を行なっていると、175年以上も前の1815年にウィーン会議というもう一つ別の国際会議が開かれたことが思い出されます。

議長。ちょうど別のウィーン会議においてメッテルニヒが推進力となったのと同様に、あなたが経験と技量を生かして会議の成功へとこの審議を導くことを私たちは確信しています。

しかしながらかつての会議と本会議との間には基本的な違いがあります。1815年のウィーン会議は他の国家との関係における国家の行動を指導することを求めました。しかし当会議の議題は人間と人間が構成するコミュニティーの性質と、権利と自由のそれぞれ固有な性質を検討することです。

私たちはここにおいて、地球に住むすべての人々の人権と自由の保護と促進に対する、私たちの政府と人民および国際社会のコミットメントを新しくするために集まっています。

国際社会が特に人間の権利の問題を検討するのはこれがはじめてではありません。私の亡くなった父を含めて国連の創設者たちは、国連憲章の冒頭に、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」、同時に「一層大きな自由の中で社会進歩と生活水準の向上とを促進する」という世界人民の決意を宣言しました。

三年後同一の国際社会は、国連総会を通じてより特定の明確な言葉で基本的人権に対するコミットメントを再肯定しました。世界人権宣言という雄弁な文書において世界の人民は次のように宣言しました。「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である。・・・すべての者は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」また世界宣言は後の条文においてこう確認しています。「すべての者は、自己及びその家族のための健康及び福利のための相当な生活水準についての権利を有する。」

議長。私たちは世界の人民のために、憲章と宣言の言葉に対してさらなる意味と実質を与えるために輝かしいこの都市に集まっています。これよりもっと高貴な課題はありません。

議長。私たちがこのような会議を開ける理由は、人間と人民の権利の一定の概念に関して私たちすべてが同意できるある種の共通のグラウンドがあるからです。その共通のグラウンドの存在を否定することは、この会議の価値を否定することになります。それはまた、国連憲章と世界人権宣言の基本的妥当性を否定することになります。実際、それは私たちの共通の人間性を否定することです。

確かに、私たちはすべて一定の個人の権利の存在について同意することができます。私たちは世界宣言が公言しているように、私たちすべてと私たちの他の仲間の人間が「生命、自由及び身体の安全に対する権利」を有することについて、すべて同意することができます。私たちはすべて、拷問を受けない権利、人種・性・宗教・言語または文化に基づいて差別されない権利をもっています。私たちはすべての女性が、自らの尊厳の権利と女性であることのインテグリティへの権利をもっていることにすべて同意することができます。私たちは世界の子どもたちが搾取から保護される権利をもっていることに、すべて同意することができます。私たちは移民労働者、無能力者、先住民を含めたまさに貧困で脆弱な

グループが、弱さから搾取されないで保護される権利をもっていることにすべて同意することができます。

確かに私たちはすべて、歴史・伝統・文化そして経験の条件における相違点にもかかわらず、これら権利の固有の性質に同意することができます。

私たちはフィリピンにおいて明らかにそれを信じていますし、実際にそれを主張さえもしています。フィリピン憲法はこう宣言しています。「国家はすべての人間の尊厳を価値あるものとし、人権に関する十分な尊重を保障する。」

フィリピン憲法の権利章典は次のように始まります。「いかなる人も法の適正な手続なくして生命、自由または財産を奪われることはない。また法律の平等な保護を否定されることはない。」憲法はその後に、この誓約に中身を与える規定を定めています。

わが憲法は独立した人権委員会を創設していますが、それはフィリピンのすべての人の権利の遵守と保護を確保するための広範な権限とともに、今日、十分に機能しているところです。

私たちはフィリピン人だけでなくすべての人間が人間であることによって基本的人権をもっていると信じているので、侵害が起ころうとどこにおいても、特に人権の著しい侵害に関して関心を表明する権利を留保し、およびそのような関心を表明する他者の権利を尊重します。

政治的な領域においては私たちは、国家の指導層が人民の委任をもたなければならないこと、政府は被統治者の同意を得て統治しなければならないこと、人民は公共政策の形成と実施において発言力をもたなければならないことを信じるものであり、また再度主張するものであります。このことは私たちにとっての民主主義の内実です。

どのようにして人民の委任が与えられるのか、同意が表明されるのか、参加が遂行されるのかは国によって違うでしょうし、また実際違っているのです。ここにおいて国家は、そのシステムを他の国に押し付ける権利をもっていないのです。民主主義が要求するところのものは、私たちの見解においては、人民の委任が正統であり、同意が本物であり、参加が効果的であるということです。同時に国連事務総長が『平和への課題』において強調したように、「国家内における民主主義は、憲章において述べられているように人権と基本的自由を尊重することを要求します。」

私たちはもちろん、抑制と均衡、複数主義、公開性、自由の雰囲気とともに共存している私たちの民主主義のシステムが、私たち人民にとって最良のものであるということを信じています。それは機能する民主主義であります。民主主義の不完全な統治機構には弱点があるとしても、それはまた強さをもっており、個人の権利の保障はその強さの一つです。

人間の尊厳よりも不可欠性において劣らないものとして、発展の権利があります。人間の尊厳の不可欠の一部として、自分と自分の家族を人間にとってふさわしい生活水準へ引き上げる人の能力があります。発展があつて初めて食物、着物、住居、医学的ケア、雇用それに教育への人間の権利が十分に充足されるのです。

発展の権利はより広い次元を有するものです。発展なくして平和が存在することはできません。そして平和と発展がないならば、人権の普遍的な享受もありえないのです。

国連総会が1986年12月に発展への権利宣言を採択したのは、このような観点においてでありました。宣言はこう述べています。「発展の権利は、そこにおいてすべての人

権と基本的自由を十分に実現することのできる、それによってすべての人間とすべての人民が経済的、社会的、文化的、政治的發展に、参加し、貢献し、享受することのできる不可譲の人権である。」

この権利の存在を否定する人々は、彼ら自身が彼らの歴史のもっと早い段階において自らの発展の権利にそのような高い価値を置いていたことを非常に簡単に忘れてしまっているようです。つまり彼らは、その権利の追求をするに当たって、異なった人種または異なった国の人々の人権、児童労働者を含めてそれらの労働者の人権を拒絶することにおいて嘆かわしいことを何も見なかったのです。

個人の権利、民主主義、発展への権利は不可分であり、相互依存적であるということが真実です。それらすべては一緒になって、人間としての私たち各々の権利の総体と実質を構成しているのです。それらは一緒になって私たちの本質の分離することのできない一部です。それらは一緒になって私たち自身の不可譲の一部となっています。

フィリピンの経験は人間の権利と進歩の間において、民主主義と独裁制の間において、パンと自由の間においては、実際のところ永続的かつ現実の取引はないということを示してきています。

第二次世界大戦後、政府が自分たち自身の政治的・戦略的目的のために、人権を所有している人間と人民のためではなくむしろ、国家の政策にとっての正当化またはイデオロギー的な武器として人権を選択的に用いたことは人権にとっての一つの悲劇です。世界人権宣言において規定されているように、人権とは統合された全体でありかつ統合された全体でなければならないのですが、政府は人権を、統合された全体ではなく、個別かつ別個の構成物として取り扱ったのです。

西洋は一方において政治的同盟関係にある国家の場合には、そこにおいて個人の権利と市民的・政治的権利が侵害されてもその種の侵害は無視しながら、他方全体主義的敵対者に対しては侮辱を与えようとして、個人の権利と市民的・政治的権利についてほとんど排他的なほどの強調を置きました。また別の国々は、その多くが彼ら自身の人民のため自らが熱心に提唱したものと同程度に、経済的、社会的、文化的権利を確保することに失敗したにもかかわらず、ある種の防御措置としてまたは個人的、政治的権利の抑圧についての正当化として、経済的、社会的、文化的権利を提唱したのです。

この悲劇の結果生じたことの一つは、国際社会が、これらすべての権利は同一の人間に属しており、一つの統合された全体として取り扱われるべき時点である1966年12月になって、一つは市民的、政治的権利に関するもの、もう一つは経済的、社会的、文化的権利に関するものという二つの別個の規約を結論として完成させたことであります。

本会議においては、これら二つの規約を世界人権宣言と一緒にして、一つの不可分の権利のセットとしてみなさなければならない時期がきています。東と西のイデオロギー的分割はもはやありません。世界を一周する民主主義の行進は進展しています。その対決的な段階から、北と南の間の意見の衝突が姿を現してきています。人権の色々なセットを別個に提唱することについては、以前においてはありえたとしてみてもはや何らかの口実が述べられるべきではありません。

ともかく私たちはフィリピンにおいて、これらの権利は不可分かつ相互に関連しており、これらは順次的にではなくて同時に促進されるべきであると強く考えるものです。私

たちは権利の一つのセットの不履行を、別のものを保護することの私たちの失敗についての口実として述べることはできません。

議長。以上のように申し上げたことが、人権の全体性についての私たちの人権論の一つの提示であると思えます。

私たちは歴史の特定の段階において、人権についての私たちの変わらない確信の気持ちを再肯定し、そのコミットメントを再度新しくするためにウイーンへ来ているのです。

多くの者は、その種の確信が正しい場所に置かれていないと考える気持ちになることがあります。彼らは、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける人権の大規模な侵害を指摘することでしょう。また、伝統の重みが平等と尊厳に対する女性の権利を粉々にし続ける社会を、子どもたちを搾取し乱用する国を、人民が文化と生存自体を絶滅させる危機に瀕している場所を、政策問題として拷問を用い裁判も告発もなく国家に同意しない人々を投獄する国家を、極貧が人民の暮らしを傷つけて人権が人民にとっての意味のすべてを失ってしまうようなところの地域を、指摘することでしょう。

しかしながら私たちが人権への私たちの確信を生き生きとしたものに保ち、人権を前進させかつ保護するという私たちの決意を強化しなければならないのは、まさにそのような侵害の真中においてなのです。実際、有意義な程度において国際人権保障の最近の発展は、私たちに確信をもたせ、私たちに肯定し、私たちの決心を励ましてきたのです。

国際人権規約の法典化、その国家法への編入、その遵守をモニターする国内的、国際的組織の設立は、人権の卓越した性質についての国際社会の認識を定義づけ、かつ永遠に固定する里程標となる達成物です。

世界が近年経験してきた急進的な政治的变化は今や、人権の促進と保護における国際的協力にとっての新しい機会とより広い範囲を与えています。

とりわけ世界の人民の間において、人権侵害は必要な悪でもなくまた不可避の悪でもないという事実に対して急速な覚醒が見られるようになってきました。この覚醒は多くの形と形態をとってきており、経済的成長、社会正義、民主主義それに基本的自由についての人民の希求は、その表れの一つの例にすぎないものでありますが、また確かに最も注目に値する出来事でもあるのです。

確かに本会議が開催されたことは、以上のような事実の別の形による表現です。しかしながらこの会議は重要なものであり、人権と人権に対する私たちのコミットメントに関する私たちの確信の一つの表現以上のものなのです。

この会議は国民国家としてのまた国際社会としての私たちにとって、世界中において人権を保護し促進するための、私たちの集団的かつ個人的能力を強化する措置を求めかつ同意するうえでの、一つの機会でもあるのです。

私たちは国際的な人権規約に加入し批准するよう諸国家に求めることを始めたいと思います。私たちについて申しますと、フィリピンは今までに19のこれらの規約に署名し、批准してきました。私たちはこの点に関して、また政府に対し、これらの規約の精神と目的を損なうような留保をすることを差し控えるように求めたいと思います。

人権の促進と保護のため国内における専門機関を設立しようではありませんか。私たちはこの点に置いて、フィリピン人権委員会の経験と専門知識を他の国に提供する用意があります。

そのような機構が本当に人権を促進し、人権侵害や人権の無視の仮面とならないならば、私たちは人権に関するアジア地域機構を設立するという提案を支持します。

国際的社會として私たちは、人権に関する国際的な協力を高度化し、それを通じて協力を実行する制度的なメカニズム、特に国連におけるメカニズムを強化する必要があります。それらのメカニズムを強化する一つの方法は、それらメカニズムの機能における多くの重複を抹消することはできないにしても減少させることであり、また別の方法は、それらのメカニズムに対して特に技術的かつ諮問的サービスのために十分な財政を提供することです。

また同様に私たちは、自分たちの工夫に基づいて人権を保護するという主義を自分たちの使命と活発な運動としてきている非政府組織の深い英知と膨大なエネルギーを、私たちの主義に取り入れる必要があります。フィリピン政府にいる私たちは、非政府組織を私たち政府と同様の主義を共有し、同様の使命を実行しているパートナーとしてみなします。私たちはこの会議に彼らが参加することを歓迎します。

世界は国際関係と国際協力の新しい時代に入っており、人権の促進と保護は人類に対して最大のまた報酬も最大になる時代の挑戦を提起しているのです。

ウィーンでのこの会議において、私たちは私たちの課題の正しさに確信をもってその挑戦を実行しております。

私たちは人類にとってよりよい未来を求めてウィーンにやって来ました。平和と安全保障への道、繁栄と正義への道は、その権利を私たちが踏みつけにしてきた人々の破壊された精神とずたずたにされた肉体によってしばしば散らかされているということを私たちは知っています。

この恐ろしい真実は今や私たちに、そのようなことが再び起こることの決してないようにと試みる、そしてその種の試みを確実にを行うための勇気と知恵を与えるに違いありません。

注

- (1) Asian Cultural Forum on Development (ACFOD) on behalf of the Organizing Committee and Coordinating Committee for Follow-Up Asia Pacific NGO Conference on Human Rights, *Our Voice: Bangkok NGO Declaration on Human Rights—Reports of the Asia Pacific NGO Conference on Human Rights and NGOs' Statements to the Asia Regional Meeting*, Bangkok, 1993, pp. 199-200. なお本書については和光大学の萩原重夫氏の貸与により参照が可能になった。萩原氏に深謝したい。
- (2) James T. H. Tang (ed.), *Human Rights and International Relations in the Asia-Pacific Region*, London and New York; Pinter, 1995, pp. 209-210 (Appendix II).
- (3) 詳細は、*Ibid.*, pp. 204-207.
- (4) 憲法理論研究会1994年5月研究総会における安田教授の報告「『アジア型』人権論の試み—その論理と展望—」憲法理論研究会編『人権理論の新展開』敬文堂、1994年、119頁以下、124頁の指摘。
- (5) 国際憲法学会第4回世界大会に関連して1995年9月30日に法政大学で開催された国際シンポジウム「21世紀の世界と立憲主義」において、インドのミッタル (J. K. Mittal) 教授、フィリピン

ンのバクンガン (Froilan M. Bacungan) 弁護士もこの点を強調した。

- (6) 以上の序文については、拙稿「アセアン政府首脳による『西欧型』人権批判論—インドネシアとマレーシアの場合—」岩手大学文化論叢第3輯掲載予定と大部分重なっていることをお断りしたい。また以下の本文のⅠ～Ⅲは、単なる中国、ミャンマー、フィリピン政府の立場の紹介にとどまっております分析は行っていないが、1995年度後期の岩手大学教育学部・公民科教育法の授業分担の際に使用した教材である。
- (7) テキストは Tang (ed.), *op. cit.*, pp.213-217.
- (8) テキストは *Ibid.*, pp.222-225.
- (9) テキストは *Ibid.*, pp.238-242.